

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月28日

鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所一時保護所給食業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県米子市博労町4丁目50 鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所一時保護所

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等（以下「企画提案書」という。）を提出しなければならない。

イ 入札は、書面（紙入札）により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額（管理運営費及び食材料費の合計額）を入札金額として入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

ウ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

- ただし、県内事業所に従業員が駐在していることが確認できる場合に限る。
- (5) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業許可その他業務委託に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。
 - (6) 開札日（再度入札を含む。）から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。
 - (7) 開札日（再度入札を含む。）から起算して 3 年前の日までの間に福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた者でないこと。
 - (8) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して開札日（再度入札を含む。）までの間で 2 年を経過していること。
 - (9) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
 - (11) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0052 鳥取県米子市博労町4丁目50

鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所

電話 0859-33-1471

ファクシミリ 0859-23-0621

電子メール yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等の資料は、令和 7 年 1 月 28 日（火）から同年 2 月 14 日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagojidou/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年1月28日（火）から同年2月14日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月28日（金）正午（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）

イ 場所

鳥取県米子市博労町4丁目50 鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所

5 入札者に要求される事項

入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ封緘して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として食材料費の1食当たりの単価に入札説明書表1食材料費単価表に示すそれぞれの査定食数を乗じて得た金額の合計額に3を乗じた金額に、管理運営費の1か月あたりの単価に36を乗じた金額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において有効な入札を行った者のうち、最も優れた企画提案を行った者を落札者とする。
- (2) 企画提案書の内容については、別記「選定基準及び配点」に示す各項目の配点の範囲内で提案内容の評価に応じて採点し、企画提案書に対する評価点（以下「技術点」という。）を与える。
- (3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する評価点（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点の上限は20点とする。
- $$\text{価格点} = 20 \text{点} \times (\text{最低入札価格} < \text{注1} > - \text{食材料費} < \text{注2} >) / (\text{入札価格} - \text{食材料費})$$
- <注1>「最低入札価格」とは、入札参加者から提出された入札価格のうち最低額のことをいう。
- <注2>「食材料費」とは、入札説明書4の(3)のアの(イ)に規定するものをいう。
- (4) (2) 及び (3) により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- (5) 技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い方の者に決定する。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した他の者のうち、審査会の評価において最も高得点を獲得した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 再度入札

入札者全員の入札価格が予定価格を超えた場合は、2回を限度として再度入札を行う。（初度入札を含めて3回とする。）

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札及び会計規則、この公告又は入札説明書等に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 情報公開の取扱い

入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(6) その他

詳細は、入札説明書等による。

別記「選定基準及び配点」

選定基準	審査項目	企画提案書の項目	評価項目	配点
1 適切な給食提供の実施				
	1 基本理念及び運営方針	1 受託を希望する理由及び運営方針について	・一時保護所の給食業務受託業者としての適正性	必須事項
	2 業務従事体制	10 業務従事体制及び米子児童相談所との連携体制について	・必要な人員配置	
2 充実した給食提供の実施				
	1 栄養管理・献立管理	2 献立管理の考え方及び工夫について	・献立管理能力 ・栄養士との連携 ・個別献立を要する場合の体制 ・献立変更の柔軟性・迅速性	10点
		3 個別献立を要する場合の対応・体制について		5点
	2 行事食・食育指導	5 行事食及び弁当についての提案、具体的な実施方法並びに調理指導等への協力について	・行事食の内容 ・調理実習の協力	5点
	3 給食材料の調達	6 食材の選定基準について	・地産地消の推進 ・使用食材の安全性 ・冷凍食品・加工食品の使用及び考え方	5点
	4 調理・盛り付け・配膳業務	7 給食調理・盛り付け・配膳の工夫について	・調理・盛り付けの工夫 ・適時適温配膳の工夫	10点
3 安全・安心な給食提供の実施				
	1 衛生管理	8 食中毒及び異物混入が発生しないための衛生管理について	・給食材料、施設、調理従事者等の衛生管理 ・食中毒発生子防対策	10点
		9 厨房施設内の衛生管理について		5点
4 円滑な給食提供の実施				
	1 食数管理	4 予定食数確定後の変更への対応（緊急時等）について	・予定食数確定後の変更対応	10点
	2 業務従事体制	10 業務従事体制及び米子児童相談所との連携体制について	・米子児童相談所との連携体制	10点
	3 給食会議・検食・非常時対応	11 給食会議・検食結果を受けての改善取組及び非常時の対応について	・給食会議の出席（定期・臨時） ・給食会議・検食結果を受けての対応 ・非常時の対応	10点
計				80点